

補助金等検証シート

No. 23

所属	教育総務課	会計	1	款	8	項	2	目	2	事業	13	児童就学援助費
第5次総合計画施策体系	章	2	節	2	部門	②	部門名	学校教育				

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	遠距離通学児童交通費補助金										
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市遠距離通学児童通学費補助金(別紙1)										
(3) 補助金創設年度	昭和56	年度	交付区分 個人								
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>遠距離通学児童の保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑なる運営に資することを目的とし、交付対象者は、通学距離が片道4km以上のバス利用者で、(1)生駒市高山町傍示(狭戸以北)地区 (2)生駒市北田原町いも山地区 (3)生駒市北田原町大角地区からの通学者である。当初の導入経緯は定かではないが、傍示分校・田原分校が廃校となった際、当該地区から本校(北・台小)へスクールバスが出ていた経緯によるものと聞き及んでいる。また、通学距離を片道4kmとする根拠は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第2号に、小学校にあっては通学距離が概ね4km以内であることを適正な学校規模の条件と定めていることに基づくものとする(別紙2)。</p>										
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)											
(5) 平成25年度予算額	656	千円	<table border="1"> <tr> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>財源 その他特定財源()</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>656</td> </tr> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> </table>	国・県補助金	千円	財源 その他特定財源()	千円	一般財源	656		千円
国・県補助金	千円										
財源 その他特定財源()	千円										
一般財源	656										
	千円										
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]										
遠距離通学児童交通費補助金 @5,200円×42名×3学期=655,200円											
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等										
	[市単による上乗せがある場合は、その内容]										
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]										

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)		(9) 団体等の構成人数	人																		
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)																					
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>積算根拠又は内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が事務局業務を行っている</td> <td>人 × 6,600 千円 =</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>場所や備品、消耗品等を無償貸与している</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の減免を行っている</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>有料施設等の使用料の補助を行っている</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	積算根拠又は内容	金額	市が事務局業務を行っている	人 × 6,600 千円 =	0 千円	場所や備品、消耗品等を無償貸与している		千円	有料施設等の減免を行っている		千円	有料施設等の使用料の補助を行っている		千円	その他		千円		
項目	積算根拠又は内容	金額																			
市が事務局業務を行っている	人 × 6,600 千円 =	0 千円																			
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		千円																			
有料施設等の減免を行っている		千円																			
有料施設等の使用料の補助を行っている		千円																			
その他		千円																			
(12)((11)で該当項目がある場合)そのような支援を行っている理由																					

(13) 補助金合計 (5) + (11)	656 千円	(14) 補助金合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	--------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
①特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		対象児童がバス通学に要する経費の一部として、1学期当たり5,200円
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○	補助金単価の設定根拠については別紙3参照
補助率又は単価設定根拠(別紙3)		バス運賃の値上げが実施された翌年度以降に、従前の単価に、概ねその値上げ率の3分の1を乗じた額を上乗せした金額を補助単価として設定している。ただし、平成21年12月に運賃の値上げがされているが、据置きとしている(別紙4)。
③補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。		遠距離通学児童が継続的に見込まれ、一定の支援の必要性があることから設定していない。
(終期を設定している場合)終了年月日		
(3) 実績報告等		
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		100万円以上の該当者なし
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

①広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	C	明確にはつながっていない
〔上記のように評価した理由〕 特定の地区からバス通学する児童のある一部の保護者を対象としているため、必ずしも「広く市民の福祉向上・利益の増進」にはつながっているわけではない。		
②社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	B	ある程度適合している
〔上記のように評価した理由〕 対象児童の保護者においては、ある程度の負担軽減が図られることにより、一部の市民ニーズには適合しているものの、近年の社会経済情勢や住宅開発の状況等を踏まえ、公平性・合理性の観点から、今後も引き続き交付することが適当であるか否か見極める必要がある。		
③市の基本的な政策方針に合致しているか。	B	ある程度適合致している
〔上記のように評価した理由〕 子育て支援の充実の面においては、一定の合致をしているものとする。		

(2) 必要性

①市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
〔上記のように評価した理由〕 補助金の趣旨である「義務教育の円滑なる運営」という観点においては、市が果たすべきことであり、妥当性はないとはいえない。また、分校が廃校になり、それに伴ってのスクールバスの運営を行っていた経緯もあるため。		
②補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	A	ある
〔上記のように評価した理由〕 スクールバスの運行。但し、対象児童数が限られているうえ、運行経費が多くなるため困難である。		
③創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
〔上記のように評価した理由〕 一部の個人・団体等に対する継続的な補助金というわけではなく、対象児童が小学生の間に限った補助金であるので、創設当初の補助金の目的が時限により達成されるものではない。		

(3) 補助の効果(成果)

①補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
②補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B	一定程度期待できる
〔上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい)〕 通学バス利用の際の乗車区間・券種・出席日数等により保護者の負担額は個々に違うが、補助金額は必要経費の約3～4割に当たり、保護者の負担軽減に役立っている。		

(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)

①補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
②補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである

(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？

有	判断理由	現在受給している対象者への支給について(経過措置を設けるか等)、保護者への説明をどのようにするか等について、検討する必要がある。
---	------	--

(6) 平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

無	見直し時期	
	見直しの契機	
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。]
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由	補助単価については、これまで、バス運賃が値上げされた翌年度以降に引上げてきたが、平成22年度は平成21年12月に実施された運賃値上げに伴う引上げは行ってないことから、平成10年度以降から据置いている状況である。補助対象地域については、4kmを超える通学地域を含む小学校は他になく、またその区域で4kmを超える地域は山林等で住宅はないため小学生は存在しない現状である。

(7) H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--

(8) 今後の方向性は？

①	継続	判断理由	経済的理由により就学困難な児童に対しては、就学援助費の通学費を支給しているところであり、当補助金の有無により、児童の就学に多大な影響があるとは考え難く、見直しすべきものと考えられるものの、歴史的な流れにより分校が廃校になり、市としてスクールバスの運営を行っていた経緯もあるため継続すべきだと考える。 今後の新規住宅地の開発や、指定校変更・隣接校選択制度の導入に伴い、北小・台小以外の小学校においても、 <u>通学距離が4kmを超える児童</u> については対象としていきたい。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1) 交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	546 千円	619 千円	578 千円	619 千円	666 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	546 千円	619 千円	578 千円	619 千円	666 千円
交付件数実績	延べ105件(35名)	延べ119件(41名)	延べ111件(38名)	延べ119件(40名)	延べ128件(43名)
当該年度交付対象数	35名	41名	38名	40名	43名
補助金交付・管理事務の人件費	660 千円				
職員従事者数(人・年)	0.1				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2) 補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3) 補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4) 他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	3,000 千円	小2km以上、中4km以上の通学者に対しバス2割・電車1割を支給
大和郡山市	- 千円	
天理市	3,706 千円	特定の地区からの通学者に対し、定期券を支給(小2,739千円、中967千円)
橿原市	- 千円	
香芝市	- 千円	

生駒市遠距離通学児童通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、遠距離通学児童の保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑なる運営に資するため、遠距離通学する児童の保護者に対し、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、通学距離が片道4Km以上のバス利用者で、次の各号に該当する地区から通学する者とする。

- (1) 高山町傍示(狭戸以北)地区
- (2) 北田原町いも山地区
- (3) 北田原町大角地区

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に該当する児童がバス通学に要する経費で、市長が適当と認めるものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、1学期当たり5,200円とする。

2 各学期における途中転入者については、翌学期から交付するものとする。ただし、3学期における転入者については、交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生駒市遠距離通学児童通学費補助金交付申請書(様式第1号)をその児童が通学する小学校を經由して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき提出された申請書を受理した小学校長は、当該児童が第2条に規定する交付対象者であることを確認し、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 遠距離通学児童名簿(様式第2号)
- (2) 通学定期券購入時証明書等

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、当該小学校長に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者の児童が通う小学校長は、事業を完了したときは、当該児童の当該学期の在学を確認し、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 児童別定期代・乗車区間を記載し、校長が承認した遠距離通学児童名簿（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、当該実績報告を行った者に通知するものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行し、改正後の生駒市遠距離通学児童通学費補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年5月29日から施行し、改正後の生駒市遠距離通学児童通学費補助金交付要綱は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。